平成２８年（フ）第４２２号
兵庫県尼崎市元浜町１丁目24番地の３
債務者　小川　和江
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５４号
兵庫県豊岡市出石町町分492－１グループホーム自立の家きずな、住民票上の住所兵庫県豊岡市千代田町６番30号　日下部方
債務者　山田　晴貴
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第１８１号
愛媛県松山市中島大浦1618番地
債務者　岩崎　直久
1　決定年月日時　平成28年８月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９６号
愛媛県松山市空港通２丁目１番18号　メゾン大塚501号室
債務者　伊勢田栄美
1　決定年月日時　平成28年８月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２８号
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷444番地　シティーマンション長与305号
債務者　峰　健一郎
1　決定年月日時　平成28年８月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３９号
長崎県長崎市愛宕１丁目１番16―108号、旧住所長崎県長崎市八つ尾町４番２―402号
債務者　山中美津代
1　決定年月日時　平成28年８月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１４１号
長崎県長崎市畝刈町1613番地32　県営住宅三重第２団地Ｃ棟304号
債務者　浦　　リヱ
1　決定年月日時　平成28年８月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１４２号
長崎県長崎市畝刈町1613番地32　県営住宅三重第２団地Ｃ棟304号
債務者　浦　ユキ子
1　決定年月日時　平成28年８月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３６号
熊本県玉名市築地1183番地１　天木ハイツ２号
債務者　中川　芳美
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（フ）第２０４号
宮崎県児湯郡川南町大字川南22905番地　塩付住宅212号、前住所宮崎県児湯郡都農町大字川北4745番地４
債務者　橋口　勝一
1　決定年月日時　平成28年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２２７号
宮崎市佐土原町上田島1214番地１　市営住宅今坂47―４棟１号
債務者　佐野　亮兵
1　決定年月日時　平成28年８月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第６３号
福島県郡山市久留米６丁目84番地の２　グランシュール101号、前住所福島県郡山市富久山町久保田字梅田119番地　高橋ハイツ103号
債務者　佐久間善隆
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第８３号
福島県郡山市緑ケ丘東４丁目20番地の９
債務者　穴澤　修子
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第１４３号
長野県松本市寿北５丁目３番３号　リンピア2000寿
債務者　下平㐂美子
1　決定年月日時　平成28年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１４６号
長野県大町市平7525番地　市営住宅借馬団地47―44
債務者　新谷　育子
1　決定年月日時　平成28年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第４２７号
神奈川県秦野市渋沢２丁目35番18号　エスパシオⅤ　204号
債務者　椿山　正剛
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１４５号
青森市大字三内字沢部349番地３　ひまわり館Ⅲ・Ａ―１
債務者　佐々木美千代
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係